

# 医事実務士資格認定及び称号使用規程

(総 則)

第 1条 この規程は、特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会(以下「本協会」という)定款第5条(1)に規定する事業として、医事実務士の資格の付与と称号の使用要件を定めることを目的とする。

(資格の付与及び称号の使用)

第 2条 前条に規定する医事実務士の資格と称号の使用は、本協会定款に規定する会員校でなければならない。

(資格の取得)

第 3条 医事実務士の資格を取得しようとする者は、会員校の大学・短期大学並びに専門学校(以下「大学等」という)において、次に示す所定の科目及び単位を会員校が実施する講座を受講し、単位取得しなければならない。

## 【必修科目】

### 基礎医学関係科目

解剖生理学	講義	1単位
医薬と検査	講義	1単位
医療の基礎	講義	1単位

### 医療事務実務関係科目

医療事務総論	講義	1単位
医療事務演習	演習	1単位
情報処理演習	演習	1単位
ホスピタリティ	講義	1単位

(専任教員)

第 4条 専任教員は、次の各号によるものとする。

- ① 前条に規定する必修科目のいずれかに1名配置するものとする。但し、大学等の兼務は専任とみなす。
- ② 教員資格は、大学等の資格要件を準用する。

(施設及び設備)

第 5条 施設及び設備は、医療事務実務教育に必要な機能を持つものを備えるものとする。

(図書及び学術雑誌等)

第 6条 図書及び学術雑誌等は、医療事務実務教育に関する理論科目及び演習科目に必要なものを保有するものとする。

(実情調査)

第 7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には、資格を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第 8条 本協会は、医事実務士の資格を取得しようとする者の、氏名及び履修科目等を記載し

た会員校の大学等の学(校)長の申請に基づき、本協会理事長名による医事実務士の認定証を交付する。

2 申請は、単位認定後とし、認定証は、速やかに各会員校に送付する。

(資格認定料)

第 9条 資格認定料は、1件あたり 5,000円とする。

(認定証)

第10条 認定書の様式は、別に定める。

(附 則)

第11条 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。